

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|-----------|-------------------------------|-----------|----------------------------|------------------------|-------------|---|---------------------------|
| 1 土木建築企画課 | 令和6年度企業情報等提供サービス利用契約 | 令和6年4月1日 | 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア4F | 一般財団法人建設業技術者センター | 1,980,000 円 | ①本業務は、工事を発注する際の業者の選定等に必要な建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者情報、主任技術者情報及び技術者の専任制確認情報の配信を受けることにより、発注者の利便性を図るものである。 ②(一財)建設業技術者センターは、建設業許可、経営事項審査等の企業情報について全国統一的にデータベースを構築・管理し、情報提供を行っているため、当該業務を遂行できる相手方は他にない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 2 土木建築企画課 | 電子入札コアシステム プログラム・サポートサービス委託業務 | 令和6年4月1日 | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 | 一般財団法人日本建設情報総合センター | 3,630,000 円 | ①本業務は、電子入札システムのベースプログラムである電子入札コアシステムに関し不具合等が生じた場合、当該事項に関する問題解決のためのサポート提供や、機能強化された改訂版の情報提供等、電子入札コアシステムの使用に際してのサポートサービスを行うものである。 ②本県の電子入札システムは、国土交通省等6省47都道府県が採用し実績のある電子入札コアシステムをベースに開発されたものであり、本業者のみが電子入札コアシステムの製造・販売及びコアシステムのサポートサービスをしているため、当該業務を遂行できる相手方は他にない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 3 土木建築企画課 | 令和6年度コリンズ・テクリス検索システム利用契約 | 令和6年4月1日 | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 | 一般財団法人日本建設情報総合センター | 1,150,261 円 | ①本業務は、大分県土木建築部が工事・業務を発注する際、競争入札に参加する企業がその工事や業務を実施できる能力を持っているかどうかを評価するために、企業の実績を検索するシステムの利用を行うものである。当システムは、国土交通省や全都道府県が採用し、発注機関の適正な入札・契約制度の履行確保のため利用している。 ②上記システムを提供しているのは(財)日本建設情報総合センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 4 臼杵土木事務所 | 令和6年度 港整交改日委第3-8号 適合性確認委託 | 令和6年4月30日 | 東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5階 | 一般財団法人沿岸技術研究センター 確認審査所 | 6,187,500 円 | ①本業務は、港湾法第56条の2の2第3項の確認を行うものである。 ②これを行うためには、国土交通大臣の登録を受けた者の確認が必要である。 ③上記登録を有する者は、(一財)沿岸技術研究センター確認審査所のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 5 日田土木事務所 | R6道改国委2-3 施工監理業務委託 | 令和6年4月18日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 6,703,400 円 | ①本業務はトンネル工事における施工監理業務を行うものである。 ②これを行うためには、公正かつ監督員に近い立場で現場監督補助を行い、変更事項等に伴う予算の適正な執行監理及び積算資料作成を行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 6 日田土木事務所 | R6防安緊地改日委201-2 積算補助業務委託 | 令和6年4月11日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 4,107,400 円 | ①本業務は、新藤野トンネル工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|--|-----------|------------------------|--------------------|---------------|--|---------------------------|
| 7 道路建設課 | 令和6年度 道橋単 道委 1-4号 道路施設現況調査資料等作成業務委託 | 令和6年4月26日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 5,379,000 円 | ①本業務は、道路整備計画の立案、策定及び道路施設の管理に関する基礎資料を得ることを目的とした道路法第77条に基づく調査であり、国、県及び市町村が管理する道路台帳に基づき、地方交付税算定の基礎資料をとりまとめるものである。 ②本業務の執行にあたっては、県の情報のほか国及び市町村の情報も取り扱うため適切な情報管理が求められている。また、資料の数値を集計する際には県が保有するシステムを利用する必要がある。 ③左記の者はシステムを熟知しており、これまでの実績により本業務の資料作成についても技能が蓄積されていることから、業務を的確に行うことができる唯一の契約相手先である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 8 道路建設課 | 令和6年度 道橋台単道委 第1号 道路台帳調製管理業務委託 | 令和6年4月26日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 9,922,000 円 | ①本業務は道路法第28条に規定する道路台帳図面の調製及び道路台帳データベースを変更するための電算入力シート作成等を行う道路台帳補正業務のうち県下各土木事務所ごとに補正された道路台帳図面の均一性の確認及び調整指導等である。 ②道路台帳図面の更新されたデータは、道路現況の基礎資料や地方交付税の算定基礎資料として使用するため、全県下的に均一性を図る必要がある。 ③選定業者は、県・市町村及び建設業者に対する技術研修、道路管理業務等を主な業務としており、道路台帳補正作業に関しても実績が豊富である。また本業務に必要な道路台帳データベースのシステムに精通しており、非常に守秘性の高い当該業務を的確かつ効果的に実施できるのは選定業者において他にない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 9 土木建築企画課 | 令和6年度高校生向け建設現場学習会委託業務 | 令和6年5月10日 | 大分県大分市荷揚町4-28 | 一般社団法人大分県建設業協会 | 2,649,900 円 | ①本業務は、高校生向けに建設現場を体験する機会を設けるものである。 ②これを行うためには、建設業に関する各種研修事業等の経験が豊富なこと、各支部を有し建設現場との連絡調整を円滑に行うことが可能であることが必要である。 ③上記の経験やネットワークを有する者は一般社団法人大分県建設業協会のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 10 玖珠土木事務所 | 令和6年度 5災国砂 第314-3号 砂防設備災害復旧工事 | 令和6年4月26日 | 大分県玖珠郡玖珠町帆足2037-2 | 中央建設株式会社 | 13,145,000 円 | ①本業務は令和5年6月29日からの梅雨前線豪雨で被災を受けた河川護岸の復旧工事である。 ②2回公告し入札を行ったが、入札者がなかったため、随意契約に移行。 ③地元状況に精通している3業者と見積合わせを実施。見積金額が一番低い業者(中央建設株式会社)と契約を行った。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号 |
| 11 玖珠土木事務所 | 令和6年度 交安改地改委 第1-4号 積算補助業務委託 | 令和6年4月24日 | 大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術センター | 5,571,500 円 | ①(公財)大分県建設技術センターは、県と共通の土木積算システムを設置しており、センター職員は関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える。 ②予定価格設定の基礎となる積算業務は、守秘性が求められることから、県の指導・監督権限の及ぶ(公財)大分県建設技術センターが本業務の委託をするのに最適な団体であるとともに県内には、他に同種の団体が存在しないので競争には適さない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 12 道路保全課 | 大恩寺大橋における耐震補強工事にかかる委託 | 令和6年4月26日 | 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 | 九州旅客鉄道株式会社 | 140,932,000 円 | ①本業務は、大恩寺大橋における耐震補強工事を行うものである。 ②本橋はJR豊肥本線を跨ぐ跨線橋となっており、耐震補強工事に際し、鉄道敷地内での作業を必要とする。 ③上記のことから、JRへの影響を考慮し、施工できるのは九州旅客鉄道株式会社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|--------------------|----------------------------------|----------|---|------------------------------|--------------|--|---------------------------|
| 13 港湾課 | 令和6年度 大分港西大分地区駐車場管理運 営業務委託 | 令和6年4月1日 | 福岡県北九州市小倉南区湯川2丁 目9番22号アマノ(株)北九州支店 内3F | アマノマネジメントサービス株式会 社 北九州営業所 | 5,689,200 円 | ①本業務は、大分港西大分地区駐車場の管理運営を行うものである。 ②本業務内容のうち駐車場機器の設置については、令和3年7月に一般競争入札を 実施している。このため、今回の契約締結にあたり競争入札を実施し業者が変更と なった場合には、機械器具の撤去・設置を行わなければならない、工事期間中の駐車 場の使用や施設の安全等の維持管理に問題が生じるほか、経費が割高となるため 競争入札に付することが不利と認められる。 ③上記より、機械器具の設置業者であるアマノマネジメントサービス株式会社北九州 営業所と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号 |
| 14 港湾課 | 令和6年度 大分港港湾監視等業務委託 | 令和6年4月1日 | 福岡県久留米市西町金丸ノニ133 4番地の1 | 大一産業株式会社 | 13,867,480 円 | ①本業務は、県が管理する港湾施設及び海岸保全施設の監視・巡視を行うものであ る。 ②本業務を委託するにあたり、2者から企画の提案を受け、審査した結果、最も優れた 企画提案を行った大一産業株式会社と契約をしたものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 15 港湾課 | 令和6年度 大分港国際海上VHF大分海岸局通 信業務 | 令和6年4月1日 | 神奈川県横浜市中区山手町186 番地 | 株式会社東洋信号通信社 | 84,150,403 円 | ①本業務は、大分港に出入港する船舶に対し、無線機器を使用して管制するもので ある。 ②当該業務は、電波法に定められた業務及び資格等を必要とする特殊なものであ る。 ③当該業務を全国的に行い、遂行できる業者は株式会社東洋信号通信社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 16 都市・まちづくり推 進課 | 令和6年度地価調査委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分市中島西1丁目2番24号 | 公益社団法人大分県不動産鑑定 士協会 | 22,531,080 円 | ①地価調査は、県の事業ではあるが全国で統一的に実施されており、国土利用計画 法の土地取引規制の規準や、公共用地の買収の基準、固定資産税評価や相続税評 価の課税の基準、国内の景気動向の指標として利用されるなど、公的土地評価制度 として確立されている。 ②公的土地評価制度としての品質を確保するためには、他県との広域的調整が十分 図られた上で、鑑定評価の専門家である不動産鑑定士の合議制により生み出され た、通常の鑑定評価を超えた、より高度な鑑定評価が不可欠である。 ③事業の実施にあたり下記8つの点を考慮した場合、個々の鑑定事務所に委託し て、相互の意見調整を図るよりは、大分県内の不動産鑑定士が会員となり構成され ている公益法人に委託して円滑な実施を図ることが合理性があると考えられるため、 公益社団法人大分県不動産鑑定士協会と随意契約を行った。 1. 標準価格の算定は不動産鑑定士によるものとされていること。【法令】 2. 地価調査は、国が実施する地価公示価格と乖離してはならないこと。【要領】 3. 不動産鑑定士間で協議を行うことが不可欠であること。【細則】 4. 地価公示の枠組みで実施する必要があること。(鑑定評価員指名・分科会設置) 【細則】 5. 大分県全域にわたる相当数の鑑定士を擁する事業者はなく、他県との調整機能 を有し、多くの不動産鑑定士による合議制を有している者は、公益社団法人大分県 不動産鑑定士協会のみであること。 6. 県内の不動産鑑定業者全てが公益社団法人大分県不動産鑑定士協会に加入し ていること。 7. 県内の不動産鑑定士全員が公益社団法人大分県不動産鑑定士協会に加入して いること。 8. 当県土木建築部等の不動産鑑定報酬基準や、民間の国内大手鑑定業者の鑑定 報酬と比較し、きわめて低廉な単価であること。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|---|-----------|-------------------------------|---------------------------------------|--------------|---|---------------------------|
| 17 用地対策課 | 令和6年度不動産鑑定評価業務委託単価契約 | 令和6年4月1日 | 大分市府内町3丁目4-20 明治生命大分恒和ビル6F | 一般社団法人 日本不動産研究所 大分支店ほか県内の21不動産鑑定業者 | 74,900,000 円 | ①本業務は、県の行う「公共事業の施行に伴って取得する土地等」ならびに「不動産（普通財産）の売却及び貸付実施」による鑑定評価を行うものである。 ②これを行うためには、不動産鑑定士の資格が必要である。 ③上記資格や技術を有し、かつ県との契約を希望する者は一般財団法人日本不動産研究所大分支所ほか県内の21業者のみである。 ④単価契約：土地の評価額と類型に応じて44,000円～1,323,300円の基本鑑定報酬額を支払う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 18 用地対策課 | 令和6年度登記業務委託単価契約（公共社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会） | 令和6年4月1日 | 大分市城崎町2丁目3番10号 | 公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 | 1,379,000 円 | ①本業務は、県の行う公共事業の施行に伴って取得する県内の土地の表示に関する登記のために必要な調査・測量・申請等の業務を行うものである。 ②これを行うためには、土地家屋調査士の資格が必要である。 ③官公署等の公共事業に伴う登記等については、その手続きを行うことを目的とした「公益社団法人大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」が土地家屋調査士法第63条に基づき設立されている。 ④単価契約：登記の業務に応じて1,331円～333,971円の登記業務報酬基準額を支払う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 19 用地対策課 | 令和6年度登記業務委託単価契約（司法書士） | 令和6年4月1日 | 大分県大分市城崎町2丁目4番19号 | 和田正敏ほか県内の14司法書士（司法書士法人1名を含む） | 6,400,000 円 | ①本業務は、県の行う公共事業の施行に伴って取得する県内の土地の権利に関する登記のために必要な調査・申請等の業務を行うものである。 ②これを行うためには、司法書士の資格が必要である。 ③上記資格や技術を有し、かつ、県との契約を希望する者は、司法書士和田正敏ほか県内の14業者のみである。 ④単価契約：登記の業務内容に応じて、748円～35,310円の登記業務報酬基準額を支払う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 20 土木建築企画課 | 建設業許可・経営事項審査電子申請システム及び建設業情報管理システム電算処理業務契約 | 令和6年4月1日 | 東京都中央区築地2丁目11-24 | 一般財団法人 建設業情報管理センター | 4,124,472 円 | ①本業務は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの管理、運営や建設業許可に関する申請データの登録処理等を行うものである。 ②これを行うためには、電子申請システムの管理・運営や経営事項審査結果、建設業許可の情報処理に係るデータベースの構築・管理について、全国統一的にその処理を行っていることが必要である。 ③上記を有する者は一般財団法人建設業情報管理センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 21 大分土木事務所 | 令和6年度 樋門等操作委託 | 令和6年4月1日 | 大分市荷揚町2番31号 | 大分市 | 7,302,688 円 | ①本業務は、河川水位が上昇し支川からの洪水を防止するため、大分市内の樋門等の開閉及び維持点検を行うものである。 ②これを行うためには、長年にわたり樋門等の管理・操作を行っている消防団（水防団）に依頼することが最適である。 ③大分市で消防団（水防団）を統括しているのは大分市である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 22 大分土木事務所 | 令和6年度 港起債大委第3号 積算補助業務委託 | 令和6年5月15日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 9,739,400 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物（設計書）は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格（最低制限価格）設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する（公財）大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|---------------------------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------|--|---------------------------|
| 23 大分土木事務所 | 清掃委託 令和6年度大分港湾施設清掃業務及び港湾施設内公衆便所清掃業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市豊海1丁目1番10号 | 一般社団法人大分港清港会 | 7,645,000 円 | ①本業務は、大分港港湾施設の清掃、除草、樹木の剪定・消毒、ごみ収集、トイレ清掃を行うものである。 ②委託先の一般社団法人大分港清港会は、昭和46年に大分港の環境美化及び保全を目的とし、県の指導により組織された任意団体を前身とする団体である。 ③この会は大分港の清掃活動、ごみの収集を行うほか、公共施設の樹木剪定、臨港道路の土砂撤去などの奉仕活動を行っている。この会には、設立の趣旨に賛同した87社の法人が会員として参加しており、運営資金として会員から会費を徴収している。 ④大分市もこの団体の設立目的に賛同しており、毎年交付金を交付するほか、市の廃棄物処理施設の使用料の免除措置を行っている。 ⑤以上の理由により、有利な価格で契約を締結できる見込みがあることから、この団体と随意契約をするもの | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 24 大分土木事務所 | 令和6年度 橋修震単大委第1-8号 積算補助業務委託 | 令和6年4月16日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 5,237,100 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 25 大分土木事務所 | 令和6年度 砂関委第1号 積算補助業務委託 | 令和6年5月9日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 6,418,500 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 26 大分土木事務所 | 令和6年度 砂関委第1-2号 積算補助業務委託 | 令和6年5月9日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 6,866,200 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 27 大分土木事務所 | 令和6年度 砂関委第1-3号 積算補助業務委託 | 令和6年5月9日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 6,652,800 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|-----------------------------|-----------|-------------------|--------------------|-------------|---|---------------------------|
| 28 大分土木事務所 | 令和6年度 橋修震単大委第1-9号 積算補助業務委託 | 令和6年5月16日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術センター | 4,535,300 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 29 大分土木事務所 | 令和6年度 橋修震単大委第1-10号 積算補助業務委託 | 令和6年5月16日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術センター | 3,848,900 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 30 大分土木事務所 | 令和6年度 橋修一単大委第1-5号 積算補助業務委託 | 令和6年5月16日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術センター | 1,993,200 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 31 大分土木事務所 | 令和6年度 都計改委第1-4号 積算補助業務委託 | 令和6年5月31日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術センター | 7,306,200 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 32 大分土木事務所 | 令和6年度 都計改委第1-3号 積算補助業務委託 | 令和6年5月24日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術センター | 7,005,900 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 33 大分土木事務所 | 令和6年度 都計改委第1-5号 積算補助業務委託 | 令和6年5月31日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術センター | 5,261,300 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|-------------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------|---|---------------------------|
| 34 大分土木事務所 | 令和6年度 港起債大委第6号 積算補助業務委託 | 令和6年5月15日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 1,993,200 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 35 大分土木事務所 | 令和6年度 港管維単大委第1号 除草委託 | 令和6年5月15日 | 大分県大分市豊海1丁目1番10号 | 一般社団法人大分港清港会 | 9,845,000 円 | ①本業務は大分港の除草業務である。 ②左記団体は日常的に港内を巡回し、清掃活動を行っていることから当該委託と一貫作業が可能となる。 ③大分市が処分費の免除を行っていることから、経済的かつ適正な事業執行が可能となるため左記団体と随意契約するもの。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 36 大分土木事務所 | 令和6年度 港起債大委第5号 積算補助業務委託 | 令和6年5月15日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 9,608,500 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 37 日田土木事務所 | R6防安国防日委1 積算補助業務委託 | 令和6年6月3日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 2,742,300 円 | ①本業務は、国道442号災害防除工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 38 日田土木事務所 | R6道補橋耐日委1-2 積算補助業務委託 | 令和6年6月11日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 2,158,200 円 | ①本業務は、国道212号橋梁耐震補強工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 39 日田土木事務所 | R6防安地改日委2-2 積算補助業務委託 | 令和6年6月27日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 1,496,000 円 | ①本業務は、新藤野トンネル照明工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令適用条項 |
|--------------|-------------------------------|-----------|---------------------|----------------------|-------------|---|-----------------------|
| 40 施設整備課 | 令和6年度営繕積算システム等整備業務委託 | 令和6年6月24日 | 東京都港区西新橋3丁目25番33号 | 一般財団法人建築コスト管理システム研究所 | 1,035,100 円 | ①公共建築工事の発注において、積算業務や毎年の単価作成業務は必要不可欠であるが、その業務量は膨大かつ負担が大きく、県単独で一から実施することは経済的にも物理的にも困難である。このため、積算業務等の合理化・省力化を図り、システムの共同開発と共同利用を推進するため、「営繕積算システム等開発利用協議会」(国土交通省、都道府県及び政令指定都市で構成)が設立され、その後、パソコンの普及に対応するため、平成4年に設立された「(一財)建築コスト管理システム研究所」が引き継ぎ、積算システムの開発や適正な建築コストの把握・分析といったコスト管理を行っているものである。 ②本委託案件は、「営繕積算システム等開発利用協議会」において、大分県も協議会の構成員として営繕積算システム等整備業務を当研究所に依頼すること、及び同業務に要する費用は協議会構成員の負担とすることとして承認されていることから、当研究所と委託契約を締結した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 41 施設整備課 | 令和6年度施委第3-25号宇佐総合庁舎ZEB化意図伝達業務 | 令和6年5月1日 | 宇佐市大字石田13番地の11 | 株式会社さとう不動産設計事務所 | 3,190,000 円 | ①本業務の対象となる大規模改修工事におけるZEB化改修工事は、総合庁舎の改修として従来の改修に加え、公共建築物で県内初となるZEB化を含むものである。 ②当改修工事においては、ZEB認証を受けるために、設計時に第三者機関によるBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)にかかる評価を受けており、サッシや設備機器などの仕様の決定に際しては、外皮性能や一次エネルギー消費量の評価に沿ったものを選定する必要がある。 ③以上のことからこれらの目的物を完成させるためには、施工者が的確な仕様の決定を行うための確実な意図伝達が必要であるため、実施設計および第三者機関への申請業務を行った(株)さとう不動産設計事務所と随意契約をした。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 42 土木建築企画課 | 令和6年度データエントリ業務委託 | 令和6年5月31日 | 大分県大分市東春日町17-57 | 株式会社オーイーシー | 1,693,522 円 | ①本業務は、建設業法に基づく経営規模等評価申請書総合評定値請求書に係る各種データを一般社団法人建設業情報管理センターの建設業情報システム(経営事項審査システム)に適合する型に処理をするデータエントリ業務を単価により契約するものである。 ②令和6年4月24日公告をしたものの、入札参加申請書を提出した業者なし。令和6年5月16日に再度公告したが落札者なしとなったため。 ③再公告で株式会社オーイーシー1社のみ応札。株式会社オーイーシーの入札金額(総額)は、年間所要見込額以内であるため。 ④単価契約:873.4円/件 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 |
| 43 豊後大野土木事務所 | 大分県豊後大野総合庁舎エレベーター保守点検委託業務 | 令和6年5月31日 | 福岡県福岡市博多区東光二丁目3番18号 | 日本エレベーター製造株式会社福岡営業所 | 2,296,800 円 | ①本業務は、大分県豊後大野総合庁舎のエレベーターを保守点検委託業務を行うものである。 ②これを行うためには、フルメンテナンス仕様での契約が必要である。 ③設置から約25年が経過し、部品の供給期間が過ぎているため、フルメンテナンス仕様で契約できるのは製造元の日本エレベーター製造株式会社福岡営業所のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|--------------------|---|-----------|----------------------------|------------------------|---------------|--|---------------------------|
| 44 土木建築企画課 | 令和6年度建設産業女性活躍加速 化促進事業委託事業契約 | 令和6年5月15日 | 大分県別府市石垣東9-4-52-1302 | アイ. ジー. シー株式会社 | 19,030,000 円 | ①本業務は、担い手の確保が喫緊の課題となっている県内の建設産業において、女性 の活躍をさらに加速化させるためにセミナーや交流会等を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画 提案を行ったアイ. ジー. シー株式会社と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 45 大分土木事務所 | 令和6年度建住大委第5-25号 大空住宅HRR-1棟外昇降機改修 に伴う介助等業務委託 | 令和6年6月28日 | 東京都台東区東上野1丁目20-6 丸幸ビル4階 | 株式会社ゼンドーアシストマネジ メント | 2,750,000 円 | ①本業務委託は、大空住宅HRR-1棟外昇降機改修工事に伴う昇降機使用停止の 対策として入居者の移動介助や荷物運搬を行うものである。 ②当該県営住宅は7階建て60戸のHRR-1棟と6階建て30戸のHRR-2棟であり 2階以上にも各々の棟で複数人の高齢者、障がい者等が入居しているため、各棟約 20日間、昇降機が停止する間の移動を担保する必要がある。 ③本委託業務は階段昇降の介助を行う特殊な業務を含むため、同種業務の履行実 績を有するものからの選定が必要である。 ④階段昇降の介助及び階段昇降機のサービスを提供でき、熊本市との契約実績が あり、尚且つ大分県の県営住宅で介助実績がある唯一の事業者は(株)ゼンドーアシ ストマネジメントのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 46 都市・まちづくり推 進課 | 豊肥本線 滝尾・下郡(信)間144k m950m付近庄の原佐野線下郡高 架線(仮称)上部工新設工事 | 令和6年6月28日 | 福岡市博多区博多駅前三丁目25 番21号 | 九州旅客鉄道株式会社 | 922,992,000 円 | ①本業務は都市計画道路 庄の原佐野線<下郡工区>街路改良事業において、事 業区間中央部付近の南北方向にあるJR豊肥本線を跨ぐ橋梁を施工するものであ る。 ②本工事は鉄道近接工事であり、本工事の施工によって列車の運転保安または旅 客公衆等に危害を及ぼさないよう対策が必要となることや、異常時には速やかに対 応できる体制を整える必要があることから、それが可能な鉄道施設の管理者である 九州旅客鉄道株式会社に委託する必要がある。よって、契約の性質が競争に適さな いため、九州旅客鉄道株式会社と随意契約により工事を委託するもの | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 47 建築住宅課 | 宅地建物取引業免許事務等電算 処理業務 | 令和6年4月1日 | 東京都港区虎ノ門三丁目8番21号 | 一般財団法人 不動産適正取引推 進機構 | 1,255,000 円 | ①本業務は、国土交通省及び各都道府県が行う宅地建物取引業者の免許及び宅地 建物取引士の登録に係る申請事項をデータベース化し、オンラインで全国ネットワ ークとしており、本県(建築住宅課)に設置する端末機から送受信される宅地建物取 引業者免許事務等に係るデータを電算機を使用して処理し、データベースを構築する ものである。 ②これを行うためには、国土交通省及び各都道府県が行う宅地建物取引業者の免 許及び宅地建物取引士の登録に係る申請事項をデータベース化する必要がある。 ③上記データベース化を行っているのは、一般財団法人不動産適正取引推進機構 のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----------|--------------------------|-----------|-----------------------------|--------------------|-------------|---|---------------------------|
| 48 建築住宅課 | 令和6年度耐震アドバイザー派遣業務に係る委託契約 | 令和6年4月5日 | 大分市新川町2丁目4番48号 | 一般社団法人 大分県建築士事務所協会 | 4,812,500 円 | <p>①本事業は、住宅の所有者からの依頼による耐震アドバイザー(大分県知事登録の建築事務所に所属する建築士のうち、簡易耐震診断及び耐震改修に関するアドバイスを行う者で、業務に必要な知識及び技術を習得するための講習を受講した者)の派遣、調査結果の依頼者への報告及び耐震アドバイザー育成に関する講習の開催に関する業務を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、建築物に関する専門知識を有する建築士である必要がある。</p> <p>③上記の建築士を有する県内唯一の法人は、一般社団法人大分県建築士事務所協会のみである。当法人は、建築設計業務の進歩改善とその健全な発展を図ることで、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立された、建築士事務所で構成された県内唯一の一般社団法人であり、県民に対して公平な立場で相談に応じることができる。更に、建築物の耐震に関して豊富で専門的な知識を有する会員を県下各地に擁している。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 49 建築住宅課 | 令和6年度木造住宅耐震キャラバン実施業務委託契約 | 令和6年4月5日 | 大分市新川町2丁目4番48号 | 一般社団法人 大分県建築士事務所協会 | 1,090,100 円 | <p>①本業務は、住宅耐震化に関する内容を県民に広く周知するために、各会場で相談会を開催し、耐震に関して専門知識のある耐震アドバイザーを派遣するものである。</p> <p>②これを行うためには、耐震に関する専門的な知識や経験が必要である。</p> <p>③上記の耐震に関する専門的な知識や経験を有する県内唯一の法人は、一般社団法人大分県建築士事務所協会のみである。当協会は、建築設計業務の進歩改善とその健全な発展を図ることで、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立された、建築士事務所で構成された県内唯一の一般社団法人であり、建築物の耐震に関して豊富で専門的な知識を有する会員を県下各地に擁している。また、耐震改修業務の調査研究や耐震工法の審査を行っており、支援事業を推進するため、耐震アドバイザー派遣業務や診断士育成のための講習会も実施している。相談会の対応については、本業務を実施する市町の耐震化の状況や適切な改修工法を理解するとともに支援事業の制度を熟知し、耐震化に関して技術的にも精通している耐震アドバイザーである必要があるため、それらを育成や派遣をしている当協会である必要がある。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 50 建築住宅課 | 令和6年度建築物グリーン化促進事業委託業務 | 令和6年6月20日 | 大分県大分市城崎町一丁目3番31号富士火災大分ビル3階 | 公益社団法人大分県建築士会 | 5,219,500 円 | <p>①本業務は、脱炭素社会の実現に向けた省エネ建築物の普及促進を図るため、県と連携し、建築関係団体等で構成されるネットワーク体制の構築を行うとともに、県内技術者への研修による啓発や県民の意識醸成を図る省エネ事例集の作成、フォーラムの開催等を実施する公益性の高い業務である。</p> <p>②これを行うためには、省エネ建築物に関する豊富で専門的な知識を有する必要がある。</p> <p>③上記の省エネ建築物に関する豊富で専門的な知識を有するのは、公益社団法人大分県建築士会のみである。当法人は、建築物に係る県民の利益の擁護及び増進並びに建築文化の振興を図るための事業を実施し、社会に貢献することを目的に設立された公益法人であるとともに、省エネ建築物に関する豊富で専門的な知識を有する会員を多数擁している。</p> <p>また、会員は、建築設計、施工、行政、教育機関など様々な職域の建築士等であり、県内で唯一の建築関係の幅広いネットワークを有する団体である。更に、数多くの建築物等に関する調査、研究、県民や技術者向けの講習会等を実施するなど、本事業の運営能力を持っている。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|---|-----------|--------------------|--------------------|-------------|---|---------------------------|
| 51 土木建築企画課 | 建設業許可・経営事項審査電子申請システム及び建設業情報管理システム電算処理業務委託契約 | 令和6年4月1日 | 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号 | 一般財団法人 建設業情報管理センター | 7,865,406 円 | <p>①本業務は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの管理、運営や建設業許可に関する申請データの登録処理等を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、電子申請システムの管理・運営や経営事項審査結果、建設業許可の情報処理に係るデータベースの構築・管理について、全国統一的にその処理を行っていることが必要である。</p> <p>③上記を有する者は一般財団法人建設業情報管理センターのみである。</p> <p>④単価契約： 建設業許可電算処理料 2,200円/件 経営事項審査電算処理料 702円/件</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 52 大分土木事務所 | 低濃度PCB廃棄物収集運搬・処理業務委託 | 令和6年8月20日 | 鳥取県境港市昭和町5番地17 | 三光株式会社 | 3,916,000 円 | <p>①本業務は、橋梁補修工事から発生した低濃度PCB廃棄物の収集運搬・処分を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、環境省掲載の廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設の認定証を保有している業者でなければならない。</p> <p>③上記認定証を保有し、且つ大分県競争入札参加資格を保有している業者を選定し、令和6年7月25日に公告、令和6年8月9日に開札を実施。</p> <p>④三光株式会社のみ応札し他業者が辞退をしたため不調となったが、指名替可能な業者がなく、三光株式会社の入札金額は予定価格以内であったため、随意契約を行った。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号 |
| 53 臼杵土木事務所 | 令和6年度 港整交改委第5-3号 積算補助業務委託 | 令和6年7月23日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 6,652,800 円 | <p>①本業務は、工事の積算に関する補助業務を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、大分県と共通の積算システムや豊富な経験が必要である。</p> <p>③上記システムや経験を有する者は(公財)大分県建設技術センターのみである。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 54 玖珠土木事務所 | 令和6年度 防災単自収 第1号 災害防除工事 飯田高原中村線 | 令和6年7月4日 | 大分県豊後高田市高田2878 | 九州特殊土木株式会社 | 4,180,000 円 | <p>①本業務は、落石防止網工を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、現場に精通している業者が必要である。</p> <p>③現場に精通している者は九州特殊土木(株)のみである。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 55 日田土木事務所 | R6道補橋耐久委1-3 積算補助業務委託 | 令和6年8月28日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 4,559,500 円 | <p>①本業務は、国道212号橋梁耐震補強工事における積算補助業務を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。</p> <p>③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 56 日田土木事務所 | R6道補橋修日委1 積算補助業務委託 | 令和6年8月28日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 3,591,500 円 | <p>①本業務は、天瀬阿蘇線橋梁補修工事における積算補助業務を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。</p> <p>③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|------------------------------------|-----------|-----------------------------|------------------------|--------------|---|---------------------------|
| 57 道路保全課 | 日豊本線 高城・鶴崎間137k952付 近仲西歩道橋撤去工事 | 令和6年7月17日 | 大分県大分市要町1番1号 | 九州旅客鉄道株式会社 | 64,815,000 円 | ①本業務は、JR豊肥本線を跨ぐ仲西歩道橋の歩道橋撤去工事を行うものである。 ②これを行うためには、営業線に影響する部分の工事になるため、列車の運転保安上、鉄道施設である九州旅客鉄道株式会社に委託する必要がある。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 58 建設政策課 | 令和6年度 建政委第1号 建設資 材等単価データ作成委託 | 令和6年7月2日 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁 目15-20 | 一般財団法人建設物価調査会 九 州支部 | 4,088,700 円 | ①本業務は、工事や業務の積算に使用する資材単価のうち、「建設物価」及び「土木 コスト情報」に掲載されている資材単価の抽出及び電子化作業を行うものである。 ②大分県土木建築部が発注する公共工事の積算において、設計書に計上する建設 資材単価は、物価資料（「建設物価」「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均 処理して決定している。 ③当該データの著作権を有する者は一般財団法人建設物価調査会 九州支部のみ である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 59 建設政策課 | 令和6年度 建政委第1-2号 建 設資材等単価データ作成委託 | 令和6年7月2日 | 福岡県福岡市博多区博多駅前2- 3-7 | 一般財団法人経済調査会 九州支 部 | 2,497,000 円 | ①本業務は、工事や業務の積算に使用する資材単価のうち、「積算資料」及び「土木 施工単価」に掲載されている資材単価の抽出及び電子化作業を行うものである。 ②大分県土木建築部が発注する公共工事の積算において、設計書に計上する建設 資材単価は、物価資料（「建設物価」「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均 処理して決定している。 ③当該データの著作権を有する者は一般財団法人経済調査会 九州支部のみで ある。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 60 建設政策課 | 令和6年度建政DX委第1号 大分 県ICT講習会運営等業務委託 | 令和6年7月9日 | 東京都港区芝公園三丁目5番8号 機械振興会館内 | 一般社団法人日本建設機械施工 協会 | 5,720,000 円 | ①本業務は、県内建設会社の技術者を対象に、ICTIに関する技術力向上のための講 習会・相談会の運営を行うものである。 ②これを行うためには、ICT技術に関する高度な技術力と情報量及び官公庁への技 術支援実績が必要である。 ③上記の技術力及び実績を有する唯一の業者である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 61 別府土木事務所 | 令和6年度 無電交安別委 第1号 積算補助業務委託契約 | 令和6年6月25日 | 大分市向原1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術セ ンター | 5,087,500 円 | ①本業務は、国道500号(石垣地区)無電柱化事業に伴う積算補助業務を行うもので ある。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基 準を熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行え る必要がある。 ③上記の要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 62 大分土木事務所 | 令和6年度 防災単自大委第1-3 号 調査委託 | 令和6年8月8日 | 大分県大分市府内町3丁目8番25 号(山田ビル) | 国土防災技術株式会社 | 2,970,000 円 | ①県道三重野津原線の上部斜面で開口亀裂が生じており、道路法面の簡易法枠が 崩壊していることが判明した。今後、台風や降雨に伴う斜面崩壊の拡大によって崩壊 土砂で県道が被災する恐れがあり、発生した場合には全面通行止め等の対応が必 要になる。 ②このため、伸縮計等の観測による早期の監視体制を確保する必要がある。 ③同種業務の実績が豊富で迅速に対応が可能な国土防災技術(株)と随意契約した もの | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|----------------------------|-----------|---------------------|-------------------|--------------|---|---------------------------|
| 63 佐伯土木事務所 | 令和6年度 交安改国佐委第1-51号積算補助業務委託 | 令和6年6月7日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 5,090,800 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 64 佐伯土木事務所 | 令和6年度 防災単緊佐委第1-2号測量設計委託 | 令和6年6月26日 | 大分県佐伯市大字上岡2270 | 九建設計株式会社 | 11,495,000 円 | ①令和6年6月23日の法面崩壊により、一般県道上爪横川線の道路上に土砂が堆積し、交通遮断となった。 ②早急に対策工法を決定し、対策工事の実施及び交通開放を図る必要がある。 ③迅速な対応が可能である管内の業者の内、現地に精通し補修設計の実績がある九建設計株式会社と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 65 佐伯土木事務所 | 令和6年度 交安改地佐委第1-3号JR委託 | 令和6年7月19日 | 大分県大分市要町1番1号 | 九州旅客鉄道株式会社 | 8,611,000 円 | ①佐伯土木事務所が計画する一般県道床床海崎停車場線道路拡幅工事の実施にあたり、JR九州日豊線の踏切の拡幅工事が必要となる。 ②本業務は、日豊本線海崎駅構内で行うため鉄道敷地内での作業を必要とする。 ③そのため、これらの工事に伴うJR九州管理(鉄道施設)部分の道路施設の概略設計について九州旅客鉄道株式会社に委託する。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 66 佐伯土木事務所 | 令和6年度 防安地改佐委第2号積算補助業務委託 | 令和6年5月1日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 7,310,600 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 67 佐伯土木事務所 | 令和6年度 防災単緊佐第1号災害防除工事 | 令和6年6月26日 | 大分県佐伯市宇目大字小野市4985-2 | 株式会社佐々木建設 | 72,710,000 円 | ①令和6年6月23日の法面崩壊により、一般県道上爪横川線の道路上に土砂が堆積し、交通遮断となった。 ②早急に堆積土砂の除去及び仮設防護柵の設置を行い、交通開放を図る必要がある。 ③早急に対応ができて現場状況に精通した工事を行えるのは株式会社佐々木建設のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|---------------------------------------|-----------|------------------------|--------------------|--------------|---|---------------------------|
| 68 佐伯土木事務所 | 令和6年度 交安改国佐委第1-53号積算補助業務委託 | 令和6年8月28日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術センター | 1,496,000 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 69 佐伯土木事務所 | 令和6年度 交安改国佐委第1-54号積算補助業務委託 | 令和6年8月28日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人 大分県建設技術センター | 1,993,200 円 | ①本委託は、工事の積算に関する補助業務委託である。 ②本委託の成果物(設計書)は工事発注の際に使用するものであり、これを行うためには大分県と共通の積算システムを所有する必要がある。また、予定価格(最低制限価格)設定の基礎となる積算業務は、豊富な知識と経験及び厳格な秘匿性が必要である。 ③上記要件を満たす者は、行政の補完・支援のために設立され、同種業務に豊富な実績を有する(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 70 玖珠土木事務所 | 久大本線 引込・豊後中村間 筑後川水系野上川河川改修事業に伴う護岸照査設計 | 令和6年9月27日 | 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 | 九州旅客鉄道株式会社 | 16,563,000 円 | ①本業務は、野上川の護岸照査設計を行うものである。 ②線路に近接するため、これを行うためには鉄道事業者が必要である。 ③上記要件を有する者は九州旅客鉄道会社(株)のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 71 玖珠土木事務所 | 令和6年度 砂改災玖 第1号 砂防改修工事 専道川 | 令和6年7月4日 | 大分県玖珠郡玖珠町大字古後3147 | 有限会社横山組 | 27,170,000 円 | ①本業務は、専道川のふとんかご工を行うものである。 ②これを行うためには、現地に精通しており早期に対応可能な者が必要である。 ③上記を満たす者は(有)横山組のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 72 日田土木事務所 | R6 河災調単日委1-3 見折谷川、外 査定設計書作成委託 | 令和6年7月18日 | 大分県日田市大字田島583-8 | 大日測量設計株式会社 | 4,675,000 円 | ①本業務は大雨により道路、河川等の公共土木施設の多くが被災したため、今後間を置くことなく行われる災害査定に向け、早期に設計業務に必要な地質調査を行い、復旧計画立案を急ぐ必要がある。 ②このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる大日測量設計㈱と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|-----------------------------|-----------|-------------------|-------------------|-------------|--|---------------------------|
| 73 日田土木事務所 | R6 河災調単日委1-5 西大山日田線 調査委託 | 令和6年7月18日 | 大分県別府市船小路町3-43 | 明大工業株式会社 | 6,578,000 円 | ①本業務は、西大山日田線の災害復旧に向けた地質調査業務である。 ②大雨により道路、河川等の公共土木施設の多くが被災したため、今後間を置くことなく行われる災害査定に向け、早期に設計業務に必要な地質調査を行い、復旧計画立案を急ぐ必要がある。 ③このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる明大工業㈱と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 74 日田土木事務所 | R6 河災調単日委1-2 熊尾川、外査定設計書作成委託 | 令和6年7月18日 | 大分県日田市田島1-17-10 | 大分技術開発株式会社 | 7,645,000 円 | ①本業務は大雨により道路、河川等の公共土木施設の多くが被災したため、今後間を置くことなく行われる災害査定に向け、早期に設計業務に必要な地質調査を行い、復旧計画立案を急ぐ必要がある。 ②このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる大分技術開発㈱と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 75 日田土木事務所 | R6 河災調単日委1-4 朝田日田線 調査委託 | 令和6年7月18日 | 大分県豊後高田市高田2878 | 九州特殊土木株式会社 | 4,873,000 円 | ①本業務は、朝田日田線の災害復旧に向けた地質調査業務である。 ②大雨により道路、河川等の公共土木施設の多くが被災したため、今後間を置くことなく行われる災害査定に向け、早期に設計業務に必要な地質調査を行い、復旧計画立案を急ぐ必要がある。 ③このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる九州特殊土木㈱と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 76 日田土木事務所 | R6道改国委2-14 施工監理業務委託 | 令和6年9月30日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 3,018,400 円 | ①本業務はトンネル工事における施工監理業務を行うものである。 ②これを行うためには、公正かつ監督員に近い立場で現場監督補助を行い、変更事項等に伴う予算の適正な執行監理及び積算資料作成を行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 77 日田土木事務所 | R6 河災調単日委1-8 積算補助業務委託 | 令和6年9月25日 | 大分県大分市向原西1丁目3番33号 | 公益財団法人大分県建設技術センター | 5,161,200 円 | ①本業務は、国道386号で施工予定の橋梁災害復旧工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は(公財)大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|---------------|---|-----------|----------------------------|-------------------------|---------------|---|---------------------------|
| 78 道路保全課 | 日豊本線 豊前長洲・柳ヶ浦間の陸 黒橋補修工事にかかる委託 | 令和6年8月6日 | 福岡県福岡市博多区博多駅前三 丁目25番21号 | 九州旅客鉄道株式会社 | 54,909,000 円 | ①本業務は、陸黒橋の橋梁補修工事を行うものである。 ②本橋はJR日豊本線を跨ぐ跨線橋となっており、橋梁補修工事に際し、鉄道敷地内での作業を必要とすることからJRへの影響を考慮し、工事の一部を九州旅客鉄道株式会社へ委託するもの | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 79 道路保全課 | 令和6年度 中津吉富線(合馬工 区)交通安全事業に伴う用地取得 事務委託 | 令和6年8月21日 | 大分県大分市城崎町2丁目3番32 号 | 大分県土地開発公社 | 103,733,848 円 | ①本業務は、用地取得事務を行うものである。 ②大分県土地開発公社は、公共用地の取得、管理のため大分県が設立した公社であり、用地取得事務に関し豊富な知識と経験を持ち、多様なノウハウを持った陣容を有している。 ③上記のことから、本業務を行えるのは大分県土地開発公社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 80 道路保全課 | 令和6年度 万田四日市線(永添2 工区)交通安全事業にかかる用地 取得事務委託 | 令和6年8月21日 | 大分県大分市城崎町2丁目3番32 号 | 大分県土地開発公社 | 293,501,015 円 | ①本業務は、用地取得事務を行うものである。 ②大分県土地開発公社は、公共用地の取得、管理のため大分県が設立した公社であり、用地取得事務に関し豊富な知識と経験を持ち、多様なノウハウを持った陣容を有している。 ③上記のことから、本業務を行えるのは大分県土地開発公社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 81 道路保全課 | 日豊本線 東中津～中津間59k145 m付近新今津跨線橋外20橋の点検 調査に係る協定 | 令和6年9月5日 | 福岡県福岡市博多区博多駅前三 丁目25番21号 | 九州旅客鉄道株式会社 | 22,379,000 円 | ①本業務は、新今津跨線橋20橋の点検調査を行うものである。 ②本業務は業務箇所が九州旅客鉄道株式会社管理区域内であることからJR営業線への影響を考慮して、九州旅客鉄道株式会社へ委託するもの | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 82 別府土木事務所 | 令和6年度 別建 第30-5 号 日出支援中学部棟エレベ ーター更新工事 | 令和6年9月25日 | 福岡県福岡市博多区東光2-3 -18 | 日本エレベーター製造株式会社 福岡営業所 | 10,395,000 円 | ①本工事は、日出支援中学部棟に設置されたエレベーターの更新工事である。当該エレベーターは、2階建ての校舎に設置された唯一のエレベーターであるため、生徒の学校生活に支障をきたさないよう、夏休み期間中の工事完成が求められている。 ②上記条件のもとで夏休み期間中に工事を完成させるためには、損耗の少ないエレベーターの既存部分を一部再利用することで工事基幹を短縮する必要があるが、エレベーターは構造部分、制御盤やモーターなど一体的なシステムとして、各社ごとに独自の仕様・基準で設計されたものであることから、当該エレベーターを製造・設置した業者以外では、既存部分の再利用を伴う更新を行うことはできない。 ③以上の理由より、当該エレベーターを製造・設置した業者である日本エレベーター製造株式会社福岡営業所と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|----------------------------------|-----------|---------------------|-----------|--------------|---|---------------------------|
| 83 別府土木事務所 | 令和6年度 災国応河 第31 2号 河川災害復旧工事 | 令和6年9月13日 | 大分県杵築市大田石丸426- 1 | 有限会社大田建設 | 2,475,000 円 | ①本工事は、二級河川 桂川において災害復旧を行う工事である。 ②当該地区では、令和6年8月の台風10号により、護岸側面が浸食され崩壊しているため、背後地にある人家への影響を考慮し、早急に対応する必要がある。 ③円滑かつ早期に対応可能なのは、現地に精通している（有）大田建設のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 84 別府土木事務所 | 令和6年度 災国応河 第32 6号 河川災害復旧工事 | 令和6年9月11日 | 大分県杵築市大田石丸426- 1 | 有限会社西豊産業 | 6,820,000 円 | ①本工事は、二級河川安岐川水系の白木原川において災害復旧を行う工事である。 ②当該地区では、令和6年8月の台風10号により、河川沿いの法面が崩壊し、立木および土砂が河道を埋塞しているため早急に対応する必要がある。 ③円滑かつ早期に対応可能なのは、現地に精通している（有）西豊産業のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 85 別府土木事務所 | 令和6年度 河災調補別 委 第1-8号 調査委託 | 令和6年9月13日 | 大分県別府市船小路町3-43 | 明大工業株式会社 | 6,765,000 円 | ①本業務は、朝見川で崩壊した護岸裏の土質を調べる地質調査業務である。 ②当該地区では、令和6年8月の台風10号により崩壊した護岸を早急に復旧するため、ボーリング調査をする必要がある。 ③上記の理由により当該地域に精通しており、早急な対応ができる明大工業（株）と随意契約を締結する。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 86 別府土木事務所 | 令和6年度 災関海流木委 第 1-2号 海岸漂着物処理委託 | 令和6年9月6日 | 大分県別府市京町4-19 | 株式会社安部組 | 13,805,000 円 | ①本業務は、別府港海岸（関の江地区・上人ヶ浜地区・北浜2地区）に漂着した大量の流木等を処理する業務である。 ②当該地区では、令和6年8月29日襲来の台風10号により、海岸沿いに大量に流木等が漂着しており、早急に漂着物収集処理を行いたい。 ②そのため過去に海岸漂着物処理委託の実績があり、当該地域に精通している（株）安部組と契約を締結する。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|--------------------------------|----------|-------------------|------------|--------------|---|---------------------------|
| 87 別府土木事務所 | 令和6年度 災闊海流木 委 第1号 海岸漂着物処理委託 | 令和6年9月6日 | 大分県別府市京町4-19 | 株式会社安部組 | 15,950,000 円 | ①本業務は、別府港海岸（餅ヶ浜地区）に漂着した大量の流木等を処理する業務である。 ②当該地区では令和6年度8月29日襲来の台風第10号より、海岸沿いに大量に流木等が漂着しており、早急に漂着物収集処理を行いたい。 ③そのために過去に海岸漂着物処理委託の実績があり、当該地域に精通している（株）安部組と契約を締結する。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 88 別府土木事務所 | 令和6年度 河災調補別 委 第1-7号 測量設計委託 | 令和6年9月6日 | 大分県別府市上人本町1-1 | 株式会社ツツミ技研 | 5,280,000 円 | ①本業務は、令和6年8月の台風第10号により被災した山香国見線等の管内路線における公共土木施設の測量設計を行うものである。 ②災害査定に向け早期に測量設計を行う必要がある。 ③上記要件を満たす者は、現地に精通し、早期対応が可能な（株）ツツミ技研のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 89 別府土木事務所 | 令和6年度 災国応道 第30 0号 道路災害復旧工事 | 令和6年9月4日 | 大分県別府市京町4-19 | 株式会社安部組 | 24,750,000 円 | ①本業務は、令和6年8月の台風10号により被災した別府一の宮線の復旧工事を行うものである。 ②これを行うためには、現地に精通し、早期に工事の実施が必要である。 ③上記に対応できる者は（株）安部組のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 90 別府土木事務所 | 令和6年度 河災調補別 委 第1-3号 測量設計委託 | 令和6年9月6日 | 大分県杵築市大字守江1057-15 | 杵築測量設計株式会社 | 16,390,000 円 | ①本業務は、令和6年8月の台風10号により被災した河川護岸及び砂防施設の設計業務を行うものである。 ②本業務は早期復旧に向け早急に設計を行う必要がある。 ③上記をふまえ、現地や地域に精通しており、円滑かつ早期に業務を実施することができる杵築測量設計（株）と随意契約を締結する。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 91 別府土木事務所 | 令和6年度 河災調補別 委 第1号 測量設計委託 | 令和6年9月6日 | 大分県杵築市大字守江1057-15 | 杵築測量設計株式会社 | 18,150,000 円 | ①本業務は、令和6年8月の台風10号により被災した河川護岸の測量設計業務である。 ②本業務は早期復旧に向けて早急に設計を行う必要がある。 ③上記を踏まえ、現地や地域に精通しており、円滑かつ早期に業務を実施することができる杵築測量設計（株）と随意契約を締結する。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|---|------------|------------------------|----------------------------------|--------------|---|---------------------------|
| 92 別府土木事務所 | 令和6年度 河災調補別委 第1-6号 設計委託 | 令和6年9月6日 | 大分県大分市大字曲936-1 | 九州建設コンサルタント株式会社 | 2,585,000 円 | ①本業務は、令和6年8月の台風10号により、山香国見線等の管内路線における被災した公共土木施設復旧のため設計業務を行うものである。 ②災害査定に向け早期に設計を行う必要がある。 ③現地に精通し、早期対応が可能なのは九州建設コンサルタント(株)のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 93 別府土木事務所 | 令和6年度 砂改別 第2-2号 砂防改修工事 | 令和6年9月12日 | 大分県別府市大字北石垣715 | 株式会社國本組 | 2,090,000 円 | ①本業務は、板地川におけるコンクリート殻を撤去する業務である。 ②当該地区では、令和6年8月の台風10号により、被災した平板ブロックが河川内に残っており、早急に撤去を行いたい。 ③上記をふまえ、当該地域に精通しており、早急な対応ができる(株)國本組と随意契約を締結する。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 94 別府土木事務所 | 令和6年度 砂改別 第2号 砂防改修工事 | 令和6年9月12日 | 大分県別府市京町4-19 | 株式会社安部組 | 29,150,000 円 | ①本業務は、朝見川に堆積した大量の土砂を撤去する業務である。 ②当該地区では、令和6年9月の台風10号により、河川内に大量に土砂が堆積しており、早急に撤去を行いたい。 ③次期出水に向けた緊急対応をすることから、当該地域に精通しており、早急な対応ができる(株)安部組と随意契約を締結する。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 95 大分土木事務所 | 令和6年度 無電改国大委第2-92号 国道442号(宗方 拡幅)電線共同溝整備事業に伴う 管路工事委託 | 令和6年10月18日 | 大分県大分市金池町二丁目3番 4号 | 九州電力送配電株式会社 大分 支社 | 7,521,952 円 | ①本業務は、電線共同溝と各電気需要者とを接続する引込管路、既存の電気設備へ接続する連系管路並びに連系設備工を行うものである。 ②これを行うためには、保安上の観点、引込設備との調整等から電線管理者による施工が妥当である。 ③上記電線管理者は九州電力送配電(株)である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 96 大分土木事務所 | 令和6年度 無電改国大委第1-91号 国道197号(鶴崎 拡幅)電線共同溝整備事業に伴う 管路工事委託 | 令和6年10月21日 | 福岡県福岡市博多区東比恵2丁 目3-7 | NTTインフラネット株式会社 西 日本事業本部 九州事業部 | 9,780,100 円 | ①本業務は、電線共同溝と各電気需要者とを接続する引込管路、既存の電気設備へ接続する連系管路並びに連系設備工を行うものである。 ②これを行うためには、保安上の観点、引込設備との調整等から電線管理者による施工が妥当である。 ③上記電線管理者はNTTインフラネット(株)である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|-------------|------------------------------|-----------|------------------|----------------|--------------|---|---------------------------|
| 97 大分土木事務所 | 令和6年度 河調単大委第1-2号 浸水カルテ作成業務委託 | 令和6年9月4日 | 大分県由布市湯布院町川南1-3 | 精巧エンジニアリング株式会社 | 1,320,000 円 | ①令和6年8月28日からの台風10号により、管内の多くの河川において、浸水被害が確認された。 ②浸水の痕跡から浸水範囲や家屋数等を早急に照査し、浸水カルテを作成する必要がある。 ③そのため、当該業務に精通している精巧エンジニアリング（株）と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 98 大分土木事務所 | 令和6年度 河施改単大委第1-35号 測量設計業務委託 | 令和6年9月9日 | 大分県大分市東原1-20-17 | 東亜コンサルタント株式会社 | 5,414,200 円 | ①令和6年8月28日からの台風10号により、護岸等の河川管理施設が被災した。 ②災害査定に向け、早急に測量設計を行う必要がある。 ③そのため、現地の状況に精通している東亜コンサルタント（株）と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 99 大分土木事務所 | 令和6年度 河施改単大委第1-31号 測量設計業務委託 | 令和6年9月12日 | 大分県大分市畑中2-7-42 | 東洋技術株式会社 | 9,548,000 円 | ①令和6年8月28日からの台風10号により、護岸等の河川管理施設が被災した。 ②災害査定に向け、早急に測量設計を行う必要がある。 ③そのため、現地の状況に精通している東洋技術（株）と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 100 大分土木事務所 | 令和6年度 河施改単大委第1-33号 測量設計業務委託 | 令和6年9月12日 | 大分県大分市田中町1-1-8 | 西日本コンサルタント株式会社 | 11,000,000 円 | ①令和6年8月28日からの台風10号により、護岸等の河川管理施設が被災した。 ②災害査定に向け、早急に測量設計を行う必要がある。 ③そのため、現地の状況に精通している西日本コンサルタント（株）と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 101 大分土木事務所 | 令和6年度 河施改単大委第1-34号 測量設計業務委託 | 令和6年9月12日 | 大分県由布市湯布院町川南1-3 | 精巧エンジニアリング株式会社 | 11,220,000 円 | ①令和6年8月28日からの台風10号により、護岸等の河川管理施設が被災した。 ②災害査定に向け、早急に測量設計を行う必要がある。 ③そのため、現地の状況に精通している精巧エンジニアリング（株）と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 102 大分土木事務所 | 令和6年度 砂再災大委第1号 調査委託 | 令和6年9月20日 | 大分県大分市高江西2丁目7番1号 | 日本地研株式会社大分支店 | 2,640,000 円 | ①令和6年8月28日からの台風10号により、由布市道に亀裂が発見され、地すべり防止区域の谷地区が含まれていることが判明した。 ②地すべりの兆候の有無を確認するため、早急に現地踏査等の調査を行う必要がある。 ③そのため、現地の状況に精通している日本地研（株）大分支店と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |

土木建設部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|-------------|------------------------------|-----------|-------------------|-----------------|-------------|---|---------------------------|
| 103 大分土木事務所 | 令和6年度 河災調補大委第1号 測量設計業務委託 | 令和6年10月2日 | 大分県佐伯市上岡2270番地 | 九建設計株式会社 | 8,481,000 円 | ①令和6年8月28日からの台風10号により、護岸等の河川管理施設が被災した。 ②災害査定に向け、早急に測量設計を行う必要がある。 ③そのため、砂防設備の設計及び現地の状況に精通している九建設計(株)と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 104 大分土木事務所 | 令和6年度 河調単大委第1-3号 浸水カルテ作成業務委託 | 令和6年9月4日 | 大分県大分市大字曲936-1 | 九州建設コンサルタント株式会社 | 5,720,000 円 | ①令和6年8月28日からの台風10号により、管内の多くの河川において、浸水被害が確認された。 ②浸水の痕跡から浸水範囲や家屋数等を早急に照査し、浸水カルテを作成する必要がある。 ③そのため、当該業務に精通している九州建設コンサルタント(株)と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 105 大分土木事務所 | 令和6年度 河施改単大委第1-37号 測量設計業務委託 | 令和6年9月12日 | 大分県大分市花高松1-5-2 | 株式会社上村技研 | 1,683,000 円 | ①令和6年8月28日からの台風10号により、護岸等の河川管理施設が被災した。 ②災害査定に向け、早急に測量設計を行う必要がある。 ③そのため、現地の状況に精通している(株)上村技研と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 106 臼杵土木事務所 | 令和6年度 河災調単臼委第1号 測量設計委託 | 令和6年9月10日 | 大分県津久見市大字津久見515 | 東洋測量設計株式会社 | 2,365,000 円 | ①本業務は、台風10号豪雨に伴う河川護岸の被災の復旧計画を立案するものである。 ②これを行うためには、同業務の実績があり円滑かつ早期に実施する必要がある。 ③上記業務を実施できるのは東洋測量設計(株)のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 107 臼杵土木事務所 | 令和6年度 河災調単臼委第1-2号 測量設計委託 | 令和6年9月10日 | 大分県津久見市上宮本町6-15 | 株式会社兼田コンサルタント | 4,620,000 円 | ①本業務は、台風10号豪雨に伴う河川護岸の被災の復旧計画を立案するものである。 ②これを行うためには、同業務の実績があり円滑かつ早期に実施する必要がある。 ③上記業務を実施できるのは(株)兼田コンサルタントのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 108 臼杵土木事務所 | 令和6年度 海漂対港臼委第2号 海岸漂着物回収処業務委託 | 令和6年9月10日 | 大分県臼杵市大字板知屋1257 | 株式会社野中エンタプライズ | 7,425,000 円 | ①本業務は、台風10号豪雨に伴う流木の処理を行うものである。 ②これを行うためには、同業務の実績があり円滑かつ早期に実施する必要がある。 ③上記業務を実施できるのは(株)野中エンタプライズのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 109 臼杵土木事務所 | 令和6年度 河災調単臼委第1-3号 浸水被害調査委託 | 令和6年9月10日 | 大分県佐伯市弥生大字井崎495-2 | 株式会社サザンテック | 1,122,000 円 | ①本業務は、台風10号豪雨に伴う河川護岸の被災の復旧計画を立案するものである。 ②これを行うためには、同業務の実績があり円滑かつ早期に実施する必要がある。 ③上記業務を実施できるのは(株)サザンテックのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|-------------|---------------------------|-----------|--------------------------|----------------|-------------|--|---------------------------|
| 110 佐伯土木事務所 | 令和6年度河改単佐委第1-2号浸水カルテ作成委託 | 令和6年9月18日 | 大分県佐伯市大字上岡 2 2 7 0 | 九建設株式会社 | 2,805,000 円 | ①令和6年台風10号により、管内で浸水被害が発生したことから、本業務で浸水カルテを作成し、今後の対策検討等の基礎資料とする。 ②浸水痕跡は時間の経過とともに確認が困難になることから、早急な対応が必要である。 ③当該地域に精通し、迅速な対応が可能である九建設(株)が最適である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 111 佐伯土木事務所 | 令和6年度河災調単佐委第1-2号測量設計委託 | 令和6年9月18日 | 大分県佐伯市城下西町 4 - 2 4 | 佐伯調査株式会社 | 8,338,000 円 | ①令和6年8月の台風10号により被災した施設の測量設計を行なうものである。 ②このため、上記箇所は早急に測量設計を行ない災害査定を受ける必要がある。 ③業者選定に当たっては類似業務の実績があり、現地に精通し迅速な対応が可能な佐伯調査株式会社と随意契約を行う。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 112 佐伯土木事務所 | 令和6年度公適港佐委第1号漂着物処理業務委託 | 令和6年9月3日 | 大分県佐伯市鶴見大字吹浦 1 9 8 0 - 8 | 株式会社田島建設 | 1,342,000 円 | ①本業務は、令和6年台風第10号により浦代港に漂流した流木等の回収・処理を行なうものである。 ②これを行うためには、現地に精通しており、迅速な対応が可能である必要がある。 ③上記に該当する者は、河川等維持補修業務委託を契約中の株式会社田島建設のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 113 佐伯土木事務所 | 令和6年度公適港佐委第1-2号漂着物処理業務委託 | 令和6年9月4日 | 大分県佐伯市 9 0 3 0 | 株式会社南九建設 | 8,547,000 円 | ①本業務は、令和6年台風第10号により佐伯港(石間・大荒網代地区)に漂流した流木等の回収・処理を行なうものである。 ②これを行うためには、現地に精通しており、迅速な対応が可能である必要がある。 ③上記に該当する者は、河川等維持補修業務委託を契約中の株式会社南九建設のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 114 佐伯土木事務所 | 令和6年度 公適港佐委第1-3号漂着物処理業務委託 | 令和6年9月4日 | 大分県佐伯市大字海崎 8 4 2 - 1 2 | 佐伯建工株式会社 | 4,400,000 円 | ①本業務は、令和6年台風第10号により佐伯港(葛地区)に漂流した流木等の回収・処理を行なうものである。 ②これを行うためには、現地に精通しており、迅速な対応が可能である必要がある。 ③上記に該当する者は、河川等維持補修業務委託を契約中の佐伯建工株式会社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 115 玖珠土木事務所 | 令和6年度 災国応砂 第90号 砂防災害復旧工事 | 令和6年7月5日 | 玖珠郡九重町大字町田 2 6 3 0 | 株式会社大東建設 | 6,105,000 円 | ①本業務は、大型土のう設置と吹付工を行うものである。 ②これを行うためには、現場に精通している業者が必要である。 ③現場に精通している者は近傍に本社を構える(株)大東建設のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 116 玖珠土木事務所 | 令和6年度 河災調単玖委 第1-2号 測量設計委託 | 令和6年7月4日 | 大分市大字三芳 1 2 3 8 - 1 | 協同エンジニアリング株式会社 | 7,876,000 円 | ①本業務は、測量及び設計を行うものである。 ②これを行うためには、現地と業務に精通している者が必要である。 ③現地と業務に精通している者は協同エンジニアリング(株)のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|-------------|-------------------------------|-----------|--------------------|-----------------|-------------|---|---------------------------|
| 117 玖珠土木事務所 | 令和6年度 災国応道 第91号 道路災害復旧工事 | 令和6年7月4日 | 玖珠郡九重町大字町田547-4 | 株式会社九重緑化産業 | 2,700,500 円 | ①本業務は、仮設盛土工、防護柵撤去工を行うものである。 ②これを行うためには、現場に精通している業者が必要である。 ③現場に精通している業者は(株)九重緑化産業のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 118 玖珠土木事務所 | 令和6年度 河災調単玖委 第1号 測量設計委託 | 令和6年7月5日 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇163-8 | 公月測量設計株式会社 | 3,168,000 円 | ①本業務は、宝泉寺川の測量設計を行うものである。 ②これを行うためには、現場に精通しており、早期に対応可能な業者が必要である。 ③上記に該当する者は公月測量設計(株)のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 119 玖珠土木事務所 | 令和6年度 河災調単玖委 第1-3号 測量設計委託 太田川 | 令和6年7月12日 | 大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇163-8 | 公月測量設計株式会社 | 1,870,000 円 | ①本業務は、太田川の測量設計を行うものである。 ②これを行うためには、現地及び業務に精通している者が必要である。 ③上記に該当する者は公月測量設計(株)のみである | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 120 日田土木事務所 | R6防災単自日委1-7 案内看板製作設置業務委託 | 令和6年7月4日 | 大分県日田市市島1-17-10 | 大分技術開発株式会社 | 5,830,000 円 | ①本業務は、国道386号における案内看板製作設置業務を行うものである。 ②大雨により橋梁が被災し全面通行止めとなったため交通渋滞等により一部生活に混乱が生じており、案内表示等による適切な交通誘導が必要である。 ③このため日田市街地の交通状況に精通しており、円滑かつ早期に対応することができる大分技術開発㈱と契約を締結した。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 121 日田土木事務所 | R6防災単自日委1-6 調査委託 | 令和6年7月4日 | 大分県日田市中津江村柵野5301-2 | 大和ポーリング工業株式会社 | 9,020,000 円 | ①本業務は、国道386号における地質調査業務を行うものである。 ②大雨により橋梁が被災し、橋脚が傾いた状況にあるため早急に調査し、対策を検討する必要がある。 ③このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる大和ポーリング㈱と契約を締結した。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 122 日田土木事務所 | R6防災単自日委1-8 測量委託 | 令和6年7月4日 | 大分県日田市吹上町10-25 | 株式会社東豊開発コンサルタント | 5,698,000 円 | ①本業務は、国道386号における測量業務を行うものである。 ②大雨により橋梁が被災し、橋脚が傾いた状況にあるため早急に測量し、対策を検討する必要がある。 ③このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる㈱東豊開発コンサルタントと契約を締結した。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 123 日田土木事務所 | R6防災単自日委1-10 測量委託 | 令和6年7月4日 | 大分県日田市大字田島583-8 | 大日測量設計株式会社 | 9,515,000 円 | ①本業務は、国道386号における測量業務を行うものである。 ②大雨により橋梁が被災し橋脚が傾いた状況にあり、本橋に下水道等の幹線が添加されているため、変状を監視する必要がある。 ③このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる大日測量設計㈱と契約を締結した。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|---------------------|--|-----------|-----------------------|----------------------|--------------|---|---------------------------|
| 124 日田土木事務所 | R6 河災調単日委1 一の瀬川 査定設計書作成委託 | 令和6年7月18日 | 大分県日田市吹上町10-25 | 株式会社東豊開発コンサルタント | 10,593,000 円 | ①本業務は一の瀬川の災害復旧に向けた測量設計業務である。 ①大雨により道路、河川等の公共土木施設の多くが被災したため、今後間を置くことなく行われる災害査定に向け、早期に設計業務に必要な地質調査を行い、復旧計画立案を急ぐ必要がある。 ②このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる㈱東豊開発コンサルタントと契約を締結した。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 125 日田土木事務所 | R6 河災調単日委1-6 朝日 田線、外 査定設計書作成委託 | 令和6年7月18日 | 大分県日田市日ノ出町9-1 | 有限会社測量企画センター | 17,600,000 円 | ①大雨により道路、河川等の公共土木施設の多くが被災したため、今後間を置くことなく行われる災害査定に向け、早期に設計業務に必要な地質調査を行い、復旧計画立案を急ぐ必要がある。 ②このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる㈱測量企画センターと契約を締結した。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 126 日田土木事務所 | R6 防災単自日委1-14 調査委 託 | 令和6年8月7日 | 大分県大分市大字鶴崎2002-1 | 株式会社ソイルテック | 6,116,000 円 | ①本業務は、国道386号における調査業務を行うものである。 ②大雨により橋梁が被災し、橋脚が傾いた状況にあるため早急に仮橋の調査をする必要がある。 ③このため同様の業務で実績があり、円滑かつ早期に対応することができる㈱ソイルテックと契約を締結した。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 127 日田土木事務所 | R6 防安国改日委1-4 積算補助 業務委託 | 令和6年10月1日 | 大分県大分市向原西1丁目3番3 3号 | 公益財団法人分県建設技術セ ンター | 3,848,900 円 | ①本業務は、川原橋上部工事における積算補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、県と共通の土木積算システムを設置しており、関連する諸基準にも熟知し積算の経験も豊富であり、客観的、公平的で最適な工事費の積算が行える必要がある。 ③上記要件を満たす者は（公財）大分県建設技術センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 128 道路保全課 | 令和6年度 防災単自日委 第 1-11号 設計委託 | 令和6年7月4日 | 大分市大字曲936番1 | 九州建設コンサルタント株式会 社 | 81,950,000 円 | ①令和6年7月2日に国道387号の三郎丸橋が大雨の影響により被災した。 ②災害復旧工事による早期の対応が必要となるため、当該業務に精通している九州建設コンサルタントと随意契約をするもの | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号 |
| 129 都市・まちづくり 推進課 | 令和6年度玉来吉田線外1線街 路改築工事に伴う用地取得事務 委託 | 令和6年9月2日 | 大分市城崎町2丁目3番32号 | 大分県土地開発公社 | 96,045,996 円 | ①本業務は、用地取得事務を行うものである。 ②大分県土地開発公社は、公共用地の取得、管理のため大分県が設立した公社であり、用地取得事務に関し豊富な知識と経験を持ち、多様なノウハウを持った陣容を有している。 ③上記のことから、本業務を行えるのは大分県土地開発公社のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|-----------|-------------------------------------|------------|-------------------------------|-------------------------|--------------|--|---------------------------|
| 130 建築住宅課 | 番号制度変更対応等県営住宅管理システム改修委託業務 | 令和6年9月30日 | 大分県大分市東春日町17番58号 | 富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部 | 4,136,000 円 | <p>①本業務は、県営住宅管理システム（以下、本システムという。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号（マイナンバー）に関し、電子自治体推進課が管理する番号連携サーバの令和6年度標準レイアウト変更に対応するためにシステム改修作業を実施するものである。</p> <p>②これを行うためには、当該システムの開発に携わり、内容を熟知していることが必要である。</p> <p>③したがって、当初から当該システムの開発に携わり、内容を熟知している富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部以外に本件委託業務を迅速かつ的確にできる者はいない。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 131 施設整備課 | 令和6年度 施委第12-25号 ドーム可動屋根ワイヤー調査業務委託 | 令和6年9月17日 | 福岡市中央区天神4丁目2番20号 | 株式会社竹中工務店九州支店 | 85,140,000 円 | <p>①本業務は、屋根開閉を行う際に必要となる可動屋根駆動装置のワイヤーにおいて、目視点検における急速な経年劣化が確認されたことから、そのワイヤー内外部の状況を至急に調査分析するものである。</p> <p>②当ワイヤーにおいては、可動屋根駆動装置と連動しており、レゾナックドーム独自の機構となっている。そのため、調査分析においては、ワイヤー及び装置の構造を的確に把握する者でなければ、履行が困難である。</p> <p>③以上のことから、当業務を行えるのは、設計及び工事を担当しその内容を熟知した株式会社竹中工務店九州支店のみである。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 132 施設整備課 | 令和6年度 施委第16-25号 ドーム可動屋根ワイヤー更新検討業務委託 | 令和6年9月17日 | 福岡市中央区天神4丁目2番20号 | 株式会社竹中工務店九州支店 | 19,789,000 円 | <p>①本業務は、屋根開閉を行う際に必要となる可動屋根駆動装置のワイヤーにおいて経年劣化が確認されることから、ワイヤー交換に関する工事計画の策定及び概算工事費の算出など、更新手法について検討を行うものである。</p> <p>②当ワイヤーにおいては、可動屋根駆動装置と連動しており、レゾナックドーム独自の機構となっている。そのため、ワイヤーの更新検討を行うためには、ワイヤー及び装置の構造を的確に把握する者でなければ、履行が困難である。</p> <p>③以上のことから、当業務を行えるのは、設計及び工事を担当しその内容を熟知した株式会社竹中工務店九州支店のみである。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 133 施設整備課 | 令和6年度 施委第23-24号 ビーコン特定天井改修工事監理業務委託 | 令和6年10月17日 | 東京都千代田区富士見1-7-12（A. ARCHビル4階） | 株式会社川口衛構造設計事務所 | 26,939,000 円 | <p>①本業務は、別府コンベンションセンターのコンベンションホールやレセプションホール等4箇所における特定天井改修工事の工事監理業務であり、工事内容は、天井材の固定化や軽量化、落下防止措置などを行うものである。</p> <p>②当該改修工事における天井は、特殊な構造・構法であるとともに、その改修工法においても独自のものとなっており、施工に際しては、設計と一貫した品質管理と施工監理が不可欠である。</p> <p>③以上のことから、これら目的物を完成させることができるのは当特定天井改修工事の基本・実施設計を行った株式会社川口衛構造設計事務所のみである。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|--------------|------------------------------------|----------|-----------------------------|--------------------------|--------------|---|---------------------------|
| 134 公園・生活排水課 | 令和6年度大分スポーツ公園駐車場満空情報システム運用保守業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分市中島西2丁目1番2号 | 株式会社アーネット | 4,418,700 円 | ①本業務は、大分スポーツ公園駐車場の満空車情報を提供するため、大分県が構築した駐車場満空情報システムの円滑な運用維持と障害に対応するための保守及び予防保全を行う業務である。 ②満空情報システムの構成要素は、管理サーバ、スマートフォンアプリ、車両入庫データ通信装置、管理運用WEB画面と技術的に多岐にわたるため、想定外のトラブルの原因特定作業に際しては、本システムの構造や動作に熟知し、専門的な技能を有する必要がある。 ③上記の要件を満たすのは、本システム開発を行い、システムの構造や動作に熟知した株式会社アーネット以外にない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 135 公園・生活排水課 | 令和6年度パートナーシップ業務履行委託（大分スポーツ公園） | 令和6年4月1日 | 大分市東春日町1番8号 | 株式会社大宣 | 15,278,000 円 | ①本業務は、大分スポーツ公園の総合競技場等のネーミングライツに関し、県が株式会社レゾナック・ホールディングスと締結したパートナーシップ協定に基づくパートナーシップ業務（総合競技場等の施設の名称表示サイン及び広告看板の保守・点検及び維持・管理、施設の使用権の提供、地域貢献・スポーツ振興事業の実施）である。 ②本業務は、大分スポーツ公園の総合競技場等の管理者としての権限に基づいて実施すべきもの、ノウハウがなければ実施できないもので構成されており、また株式会社レゾナック・ホールディングスの意向も反映して効果的・効率的に実施しなければならない。 ③上記の理由から、指定管理者である株式会社大宣に委託して実施する旨を協定に規定している。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 136 公園・生活排水課 | 令和6年度パートナーシップ業務履行委託（大洲総合運動公園） | 令和6年6月1日 | 大分市青葉町1番地 | ファビルス・プランニング大分共同事業体 | 1,990,000 円 | ①本業務は、大洲総合運動公園「硬式野球場」のネーミングライツに関し、県が株式会社別大興産と締結したパートナーシップ協定に基づくパートナーシップ業務（硬式野球場の施設の名称表示サインの保守・点検及び維持・管理、施設の使用権の提供、地域貢献・スポーツ振興事業の実施）を行うものである。 ②これを行うためには、大洲総合運動公園「硬式野球場」管理者としての権限に基づいて実施すべきもの、ノウハウがなければ実施できないもので構成されていることから、株式会社別大興産の意向も反映して効果的・効率的に実施することが必要である。 ③上記資格や技術を有するものは、指定管理者であるファビルス・プランニング大分共同事業体のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 137 公園・生活排水課 | 令和6年度大分スポーツ公園広告物掲出企業等誘致委託 | 令和6年4月1日 | 大分市東春日町1番8号 | 株式会社大宣 | 1,692,680 円 | ①本業務は、大分スポーツ公園内に広告物を掲出する企業等を誘致するための総合的企画・計画、業務遂行管理、問題整理・対策立案、手法の決定・技術的判断、企業訪問、広告物掲出の勧誘、申請（更新）手続きの指導、広告物の管理等を行う業務である。 ②広告看板等を誘致するためには、設置スペースの空き状況や各種イベント開催情報等を随時把握し、イベント開催者やその他関連企業に積極的に働きかけるなど、効率的な広告誘致活動を行うことが必要とされる。また、申込者に対し、申請等の事務手続きについての的確に指導ができること、さらには、看板の設置及び撤去の指導、設置後の保守点検等日常の安全管理ができることが必要である。 ③上記の要件を満たすのは、常時現場に駐在し、大分スポーツ公園の管理業務及び事務手続きに精通している指定管理者の株式会社大宣以外にない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 138 公園・生活排水課 | 令和6年度大分スポーツ公園陸上競技用情報処理システムセットアップ委託 | 令和6年9月2日 | 福岡市中央区赤坂2-1-45 水田ビル202号室 | 株式会社ニシ・スポーツ第一事業部営業部第四チーム | 1,780,350 円 | ①大分スポーツ公園総合競技場では、陸上競技大会における走破タイムなどのデータを集計・管理し、競技結果を大型映像装置に表示させる競技運営システムについて、株式会社ニシ・スポーツ自社開発プログラムによるものを採用しており、今回の業務は、新規に購入した電子機器に当該プログラムをセットアップし、総合競技場で同システムを使用できるようにするものである。 ②これを行うには、同システムの構造や動作に熟知し、専門的な技能を有する必要がある。 ③上記の要件を満たすのは、同システム開発提供元で、システムの構造や動作に熟知した株式会社ニシ・スポーツ以外にない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

土木建築部

随意契約件数

139件

金額

2,966,200,553 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|--------------|----------------------------------|----------|-----------------------------|--------------------------|-------------|---|---------------------------|
| 139 公園・生活排水課 | 令和6年度大分スポーツ公園陸上競技用電子機器類等保守点検業務委託 | 令和6年9月9日 | 福岡市中央区赤坂2-1-45 水田ビル202号室 | 株式会社ニシ・スポーツ第一事業部営業部第四チーム | 4,926,900 円 | <p>①本業務は、株式会社ニシ・スポーツが納入した自社製品である電子機器等の保守点検である。</p> <p>②同製品は株式会社ニシ・スポーツ自社開発プログラムを組み込んだ製品であり、点検に際しては第1種公認検定に適合する技術が必要である。</p> <p>③当該業務を行うためには、電子機器を熟知し、第1種公認検定及び陸上競技ルールブックに適合するための精密な保守点検作業を行う必要があり、この条件を満たすのは株式会社ニシ・スポーツのみである。</p> | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |